

# 公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関する規程

(平成24年4月1日規程第11号)

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター（以下「センター」という。）の定款第15条、第33条及び第38条の規定に基づき、評議員及び役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員、名誉会長、名誉副会長、顧問及び参与をいう。
- (3) 常勤役員とは、理事のうち専務理事の職にある者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、諸手当（通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当を除く）、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）、及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 センターは、評議員及び役員等に対しては、報酬等を支給しない。ただし、常勤役員に対しては、職務執行の対価として報酬及び諸手当を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 センターの常勤役員の報酬等は年額700万円以下とする。

- 2 常勤役員の報酬月額及び諸手当は、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。
- 3 常勤役員の役員賞与の額は、基準日現在における報酬月額に、別に定める公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター職員給与規程（以下「センター職員給与規程」という。）の期末手当及び勤勉手当に準じた額の範囲内とし、理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬等の支給日等)

第5条 報酬等の支給日、支給方法及び控除額等の支給に関する詳細は、センター職

員給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 センターは、評議員及び役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用について支払うことができる。

また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

- 2 費用の額は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター職員等旅費規程において定める日当とし、予算の範囲内において支給する。
- 3 前項の規定にかかわらず、常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算はセンター職員給与規程に準ずる。

(公表)

第7条 センターは、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益財団法人の設立の登記の日から施行する。